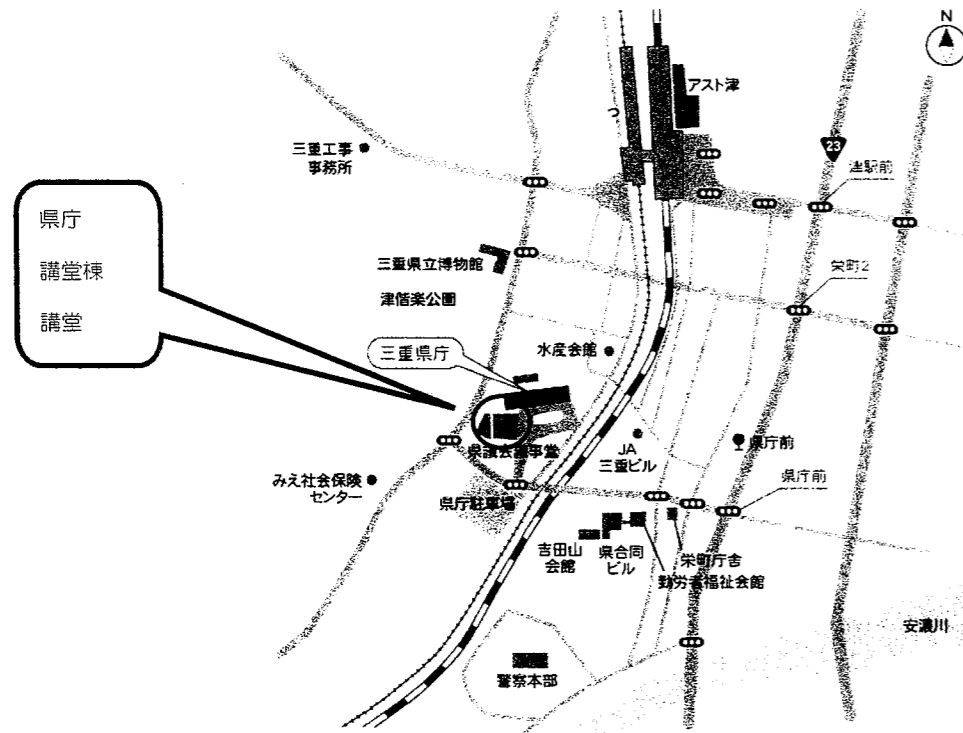


## 会場案内図

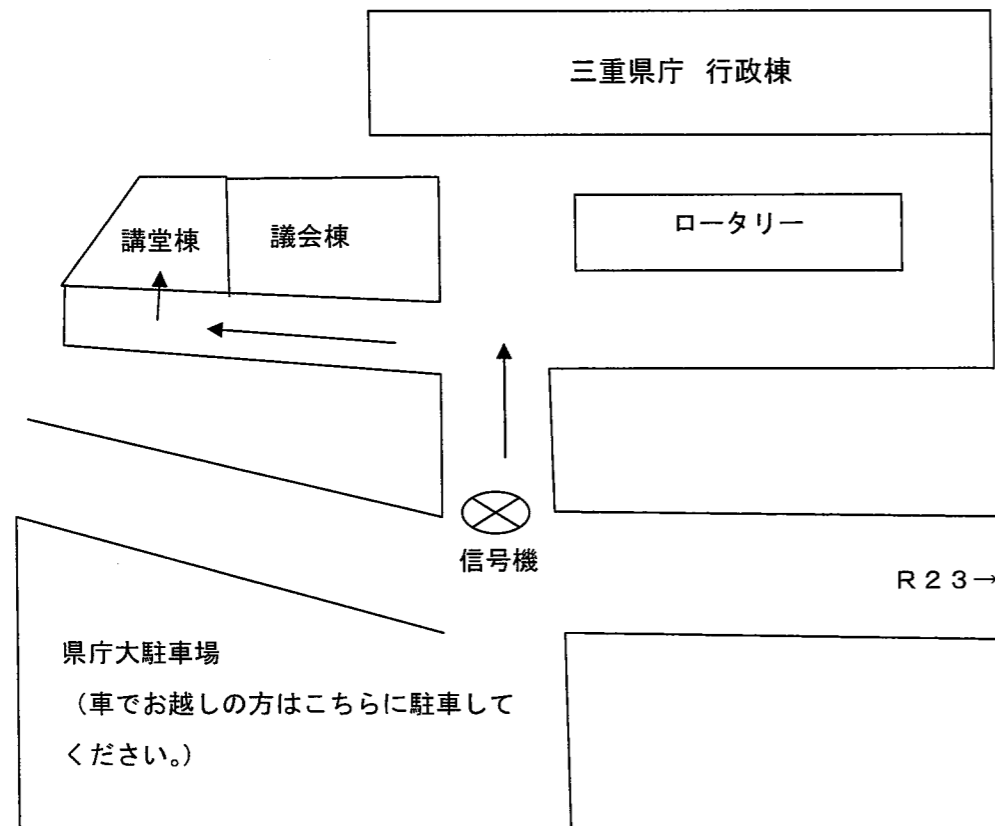
会場 県庁講堂棟 講堂 住所：津市広明町13番地 (津駅より徒歩約10分)

平成28年2月24日(水)



※お車でお越しのかたは、県庁大駐車場をご利用ください。

## 会場付近詳細図



平成27年度・三重県知事指定

主催 三重県  
一般社団法人三重県建築士会

# 被災建築物応急危険度判定士 登録講習会開催のご案内



三重県では、東南海地震の発生、更には東海地震・東南海地震・南海地震の同時発生によって大きな被害が出ると予想されており、その対策が重要になっています。

この対策の一環として、平成7年度より被災建築物応急危険度判定士の登録制度を設け、現在、約1,700名の方の登録をいただいております。

この制度は、建築士や特殊建築物等調査資格者などの資格をお持ちの皆様、必要な講習会を受講のうえ被災建築物応急危険度判定士としてご登録いただき、地震災害発生時にはボランティアとして、現地で被災建築物の危険の程度を判定していただくものです。兵庫県南部地震をはじめ、宮城県北部連続地震、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震の際には、本県からも判定活動に参加し、余震等による二次災害の防止のためご活躍いただきました。また、平成23年東北地方太平洋沖地震では、延べ約9,000人の判定士が活動を行っています。

建築士の方や受講資格のあるすべての皆様、応急危険度判定制度の趣旨をご理解いただき、当講習会を受講され、応急危険度判定士として、震災後の安全確保を図るため何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

三重県県土整備部建築開発課長 古川 万

### ●講習会開催日、会場および定員

日程	会場	所在地	定員
平成28年2月24日(水)	県庁 講堂棟 講堂	津市広明町13番地	250名

※ 駐車場の確保ができない場合がありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

※ 過去に三重県被災建築物応急危険度判定士として、ご登録をされていた方は、再登録の際、改めて講習会を受講していただく必要はありません。再度、認定申請を行っていただければご登録をいただくことが可能となっております。

### ●講習内容

※ 受付は、12:30から行います。

時間	内容	講師
13:00~13:10	挨拶	三重県県土整備部 建築開発課長 三重県県土整備部 建築開発課
13:10~13:35	応急危険度判定制度について	
13:35~14:05	応急危険度判定 共通事項について	
14:05~14:30	W造の応急危険度判定基準について	
	休憩	(一社)三重県建築士会 被災建築物応急危険度判定士
14:45~15:05	S造の応急危険度判定基準について	
15:05~15:40	RC造の応急危険度判定基準について	
15:40~16:30	受講修了証交付及び認定申請について	事務局

◎受講料 無料 テキストは三重県で用意します。(ただし、現判定士の方は申し訳ありませんが受講後返却願います。)

### ●被災建築物応急危険度判定士の登録・認定証の発行について

この講習会を受講された方は「三重県被災建築物応急危険度判定士」として登録することができます。

後日、「被災建築物応急危険度判定士認定証」を発行いたします。

なお本講習会は、建築士会継続能力開発(CPD)制度 **3単位**とします。

● **申込み資格**

\*建築士試験に合格し、免許を申請中の方も申込みができます。申込書の建築士登録番号の欄には「申請中」とお書きください。

- ・次のいずれかに該当し、現在被災建築物応急危険度判定士資格をお持ちでない方  
(すでに被災建築物応急危険度判定士資格をお持ちの方も、聴講していただけます)
- ①建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の建築士(一級・二級・木造建築士)\*
- ②建築基準法施行規則第4条の20(昭和25年建設省令第40号)の特殊建築物等調査資格者

● **申込み方法**

申込書に必要事項を記入のうえ、**郵送もしくはFAX**にて申込みをしてください。また、申込みを県の建築開発課・住宅課のホームページe-すまい三重(<http://www.pref.mie.jp/JUTAKU/HP/bosai/oukyuu/>)から行うこともできます。折り返し受講整理票を発行します。

● **申込み期間**

平成27年12月1日(火)～28年1月29日(金) 消印有効

● **問合せ・申込み先**

一般社団法人 三重県建築士会  
〒514-0003 津市桜橋2丁目 177-2 Tel.059-226-0109 Fax.059-225-4281  
※県のホームページe-すまい三重(上記アドレス)から申込みすることもできます。

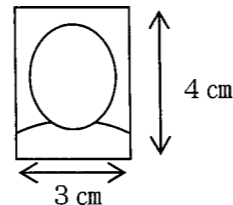
● **受講にあたっての注意事項**

受講当日、必ず次のものを持参してください。

- ① **受講整理票** (H28年2月初旬に郵送予定)
- ② **建築士免許証又は特殊建築物等調査資格者の写し**(コピーしたものをお持ちください。)
- ③ **証明写真2枚**(申請書及び認定証に使用します。)

写真は、縦4cm×横3cm

無帽、正面向き、上半身、カラー(2枚)



※被災建築物応急危険度判定士認定(更新)申請書は、当日の講習会にてご用意いたします。県のホームページ「e-すまい三重」(上記申込み方法と同アドレス)よりダウンロード可能な方は、必要事項をご記入の上、ご持参いただいても構いません。

受講者には(一社)三重県建築士会の受講修了証を発行します。

※郵送またはFAXにて申込みをされる場合は、下記の申込書に必要事項を記入のうえ、申込みをしてください。

..... 切り取り線 .....

「被災建築物応急危険度判定士登録講習会」申込書

<input type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 現判定士		No	
ふりがな		建築士会会員等			
氏名		会員支部名		非会員	
大・昭・平 年 月 日 生		( )			
建築士資格登録番号	1級建築士 第 号	2級建築士 県第 号	木造建築士 県第 号	特建調査者 第 号	
住所	〒 -		Tel ( ) -		
勤務先住所名称	〒 -		Tel ( ) -		

※ 1級・2級等の免許が重複する方は、すべてお書きください。またご記入いただいたデータは、本講習会の運営に使用させていただきます。

被災建築物応急危険度判定とは

応急危険度判定とは、地震で被災した建築物の余震による倒壊や落下物などから人的被害を防止するために、建築物の安全性を応急的に判定し、建築物の危険の程度を住民に情報提供するものです。

資格を持った判定士が被災した建築物を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階に判定します。判定活動は緊急を要するため、地震災害発生後速やかに実施されます。

応急危険度判定士とは

応急危険度判定士とは応急危険度判定を行う資格を有する人を行い、建築士等の資格を持つ人を対象として、都道府県等により認定されています。現在、三重県では約1,700名の登録があり、全国では約10万名が判定士として登録されています。地震災害発生後の迅速な判定活動及び全国的な連携、協力体制に対応するため、今後更なる登録者数の増加が望まれています。

その活動内容は

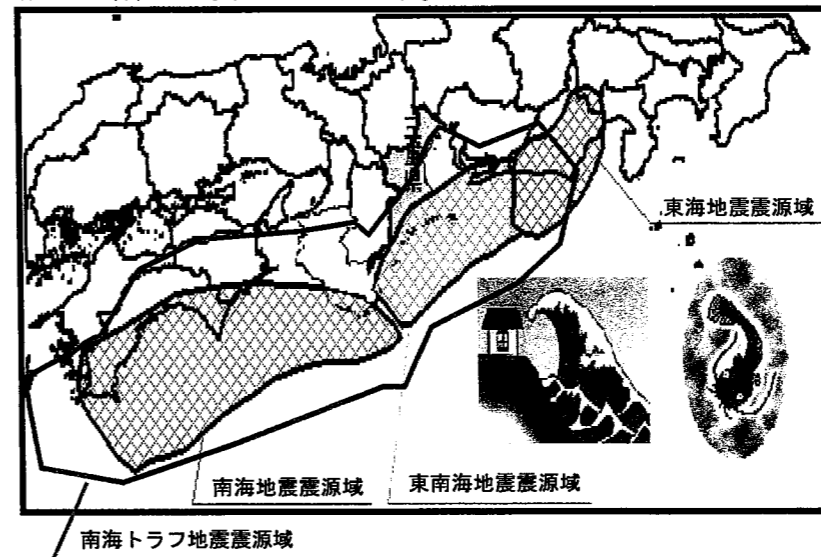
被災市町の災害対策本部が、応急危険度判定の実施が必要であると判断したときに、判定活動が行われます。県内市町より支援要請があったときはもちろん、他県から判定士派遣の要請があったときも、応援に行く場合があります。平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震でも本県から判定士34名が被災地に赴き、判定活動を行いました。この活動はボランティアによるものですので、判定士の参集要請があった場合には、家族、勤務先の被災状況や体調などを考慮して、各自の意思で参加いただくこととなっています。

三重県をとりまく地震の状況

平成14年末に国の中央防災会議より発表された東南海・南海地震の被害想定を踏まえ、平成15年12月には三重県の全域が「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されました。それによると、地震の揺れについては、東海から四国の太平洋沿岸を中心に震度5強以上、津波の高さについても、関東から九州にかけての地域で3m以上が想定されています。地震の揺れや地盤液状化による建物の全壊は約18万棟、死者は最大で約10,000人と想定され、県内にも甚大な被害をもたらすおそれがあります。

(出典:地震調査研究推進本部 公表)

大規模地震の発生確率は、今後30年以内に、南海トラフの地震で約70%といわれており、地震に備えてできる限りの対策が必要となっています。



※南海トラフの地震活動の長期評価が改訂されました。

(東海地震(想定)、東南海地震、南海地震で領域ごとに発生確率を評価する方法から、南海トラフ全域で、地震の規模・発生確率を評価する方法に変わりました。)